

事務連絡

令和2年2月28日

地域密着型サービス事業所 御中

小山市 地域包括ケア推進課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
運営推進会議等の取り扱いについて（通知）

日頃より、当市の介護保険事業にご理解・ご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、栃木県内においても新型コロナウイルス感染症に罹患した患者が確認されるなど、感染のまん延が懸念されています。

それに伴い、厚生労働省から地域密着型サービス事業所が開催する「運営推進会議又は介護・医療連携推進会議」の取り扱いにつきまして、下記の通りの取り扱いが可能となる旨見解が示されました。新型コロナウイルス感染の危険性が低下するまでの期間については、利用者・家族及び事業所の職員の感染防止のため適切な対応をしていただくよう、お願い申し上げます。

※本通知については、現時点での見解をまとめたものになります。今後厚生労働省及び栃木県からの通達等により、解釈が変更となる場合がございますので、ご了承ください。

【各サービス共通】

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下「会議」といいます）につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、書面による会議の開催（会議資料を参加者に配布）した場合でも、当該会議を開催したことと見なすこととします。ただし、書面による開催を認める理由としては、新型コロナウイルスの感染防止に限られます。

なお、従来通り事業所の会議室等で会議を開催する場合にあたっては、参加者に事前に検温を依頼し、発熱等の症状がないことを確認の上会議を実施するほか、参加者には会議前後における手洗いやうがいの実施、マスクの着用、咳エチケットの徹底を呼び掛けるなど、感染機会を減らすための工夫を行うようにしてください。

【認知症対応型共同生活介護における外部評価の緩和について】

外部評価の緩和の適用を受けようとする事業所については、緩和の要件として年間6回の運営推進会議の開催が必要となりますが、本通知の記載に基づき書面による会議の開催をした場合であっても、年間6回のカウントに含めることを可能とします。

また、運営推進会議に本市の職員又は地域包括支援センターの職員が出席していることが必要となりますが、書面による会議を行うにあたり本市の職員又は地域包括支援センターの職員から意見聴取を行った場合には、出席したものとして判断することとします。